

公益財団法人日産財団

役員および評議員の報酬に関する規程

定款第 17 条および第 35 条に基づき、役員および評議員の報酬に関する規程を定める。

第 1 条 規程制定の目的

財団運営において、社会における要請に適切に対応するため、積極的に意見を具申し、意思決定・実行する事の貢献に対し、社会的常識の範囲内で報酬を支払う。

第 2 条 報酬等

- 1 非常勤役員および非常勤評議員の報酬等については、下記の通りとする。

非常勤役員：理事会等への出席等、必要の都度 1 人 1 日当たり 35,000 円
(源泉所得税込) を支給する。

非常勤評議員：評議員会等への出席等、必要の都度 1 人 1 日当たり 35,000 円
(源泉所得税込) を支給する。

ただし、日産自動車株式会社の役員・従業員は無報酬とする。

- 2 常勤役員の年間報酬は、2,000 万円を上限とし、支給金額は評議員会で決定する。また、常勤評議員については、当面設置しない。

第 3 条 退職金

役員および評議員の退職金は常勤および非常勤にかかわらず支給しない。

附則 この規程は、本財団が公益認定を受けて移行の登記をした日から実施する。

附則 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附則 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附属 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。